

【ドイツ】法定年金保険の給付改善及び財政安定化に関する法律

主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子

* 年金給付水準と保険料率の維持、母親年金と障害年金の改善、低賃金労働者の社会保険料負担軽減を実施する法律が2018年11月に制定され、2019年1月に施行された。年金制度を安定させ、全ての世代に対し信頼できる年金給付を維持するため、制度改革は続けられる。

1 年金改革と連立協定、「信頼できる世代契約」委員会の設置

第18議会期(2013年から2017年まで)においては、2014年に年金保険給付改善法¹が、2017年には稼働能力低減給付改善法²及び職域年金強化法³が制定され、老齢年金や障害年金の給付改善が継続して行われてきた。ただし、2004年の年金保険持続法⁴により、公的年金の給付水準については2020年までは課税前所得水準の46%、2030年までは同43%を下回らないこと、保険料率は2020年までは20%、2030年までは22%を上回らないことが規定されており、年金給付水準の改善と年金制度の安定を両立するには、更なる改革が必要であった。このため、連邦議会選挙後の第19議会期の連立協定においては、2025年まで法定年金の給付水準は48%を維持し、保険料率は20%を超えないこと、2025年以降の長期間の年金制度安定化のため、制度改革案について議論する年金委員会を設置すること等の合意がなされた⁵。

連邦政府は、まず2018年5月に年金委員会として「信頼できる世代契約」委員会⁶を設置し、6月6日に検討作業が開始された。同委員会は、将来の全世代の社会保障の安定のため、2025年以降も老齢年金の給付及び運営が維持できる提案を、2020年3月までに行う予定である。

2 年金保険給付改善安定化法

(1) 経緯と構成

連立協定に基づく年金改革に関する法案は、2018年9月7日に連邦参議院に、10月1日に連邦議会に提出され、連邦議会が11月8日に議決した修正法案が、23日に連邦参議院で可決され、「法定年金保険の給付改善及び財政安定化に関する法律(年金保険給付改善安定化法)」⁷が成立した。同法は、同月28日に連邦大統領の認証を得て、12月4日に公布された。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年4月5日である。

¹ Gesetz über Leistungsverbesserungen in der gesetzlichen Rentenversicherung (RV-Leistungsverbesserungsgesetz - RV-LVG k.a.Abk.) vom 23. Juni 2014 (BGBl. I S. 787)

² Gesetz zur Verbesserung der Leistungen bei Renten wegen verminderter Erwerbsfähigkeit und zur Änderung anderer Gesetze (EM-Leistungsverbesserungsgesetz) Vom 17. Juli 2017 (BGBl. I S. 2509)

³ Gesetz zur Stärkung der betrieblichen Altersversorgung und zur Änderung anderer Gesetze (Betriebsrentenstärkungsgesetz) vom 17. August 2017 (BGBl. I S.3214); 泉眞樹子「【ドイツ】職域年金を強化し、他の法律を改正する法律(職域年金強化法)」『外国の立法』No.277-2, 2018.11, pp.12-13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11179146_po_02770206.pdf?contentNo=1>

⁴ Gesetz zur Sicherung der nachhaltigen Finanzierungsgrundlagen der gesetzlichen Rentenversicherung (RV-Nachhaltigkeitsgesetz) vom 21. Juli 2004 (BGBl. I S. 1791)

⁵ 泉眞樹子「【ドイツ】新連立政権(大連立)の政策課題—2018年連立協定—」『外国の立法』No.275-2, 2018.5, p.12. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11093477_po_02750205.pdf?contentNo=1>

⁶ 連立与党(CDUとSPD)の政治家(前連邦議会議員)2名が議長を務め、労使、政界、学術界の代表から構成される。„Kommission Verlässlicher Generationenvertrag“ <<https://www.verlaesslicher-generationenvertrag.de/>>

⁷ Gesetz über Leistungsverbesserungen und Stabilisierung in der gesetzlichen Rentenversicherung (RV-Leistungsverbesserungs-

同法は、全 7 条 (Artikel) から成る条項法⁸で、第 1 条で社会法典第 6 編 (法定年金保険)⁹ を、第 2 条で職業リハビリテーション法¹⁰を、第 3 条で農業従事者の老齢保障に関する法律¹¹ を、第 4 条で社会法典第 4 編 (社会保障共通規定)¹²を、第 5 条で保険料手続規則¹³を、第 6 条でその他関連法規を改正し、第 7 条で施行日 (主要部分は 2019 年 1 月 1 日) を規定する。

(2) 内容

主な内容は、以下のとおりである¹⁴。連邦からは、通常の補助金に加え、2022 年から 2025 年まで毎年 5 億ユーロ¹⁵が一般年金保険¹⁶に対して特別に支払われることが規定された。

・年金水準と保険料率の安定 (二重の保障ライン)

現在の約 2100 万人の老齢年金受給者と同様、将来の受給者の給付水準を維持するため、2025 年まで、年金給付は課税前所得水準の 48%を維持し、現役世代の負担軽減のため、保険料率は 20%を上限とする。

・法定年金保険における養育期間 (母親年金) の延長

子を育てた親に対する年金給付改善策として、主に育児を担っている親の方に年金期間として算入する養育期間 (1991 年以前生まれの子 1 人当たり 2 年間) を半年分増やし、2 年半とする。なお、1992 年以降生まれの子については、2014 年の制度開始当初から 3 年間である。

・稼働能力低減年金 (障害年金) の改善

病気や障害によって全く働けなくなった者又は限定的にしか働けない者への年金給付額を引き上げるため、障害発生後に保険料を納付したとみなして算入する加算期間の終末時点を 62 歳 3 か月まで (2018 年受給開始の場合) から 65 歳 8 か月まで (2019 年受給開始の場合) に引き上げる。その後、2020 年から毎年、段階的に引き上げ、2031 年に 67 歳とする。

・低所得者の負担軽減の強化

保険料負担軽減の適用範囲が広げられる。社会保険料 (年金、医療、介護、失業) の被用者自己負担分が傾斜的に軽減される、いわゆるミディジョブ¹⁷の所得上限が、2019 年 7 月から月給 1,300 ユーロに引き上げられる。保険料軽減によって保険給付請求権も引き下げられて年金給付額が低額化するようなことがないようにする。

und -Stabilisierungsgesetz) vom 28. November 2018 (BGBl. I S. 2016). 法案審議の経緯については、Deutscher Bundestag, Basisinformationen über den Vorgang. [ID: 19-239066] <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2390/239066.html>> 参照。

⁸ 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

⁹ Das Sechste Buch Sozialgesetzbuch – Gesetzliche Rentenversicherung – in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. Februar 2002 (BGBl. I S. 754, 1404, 3384)

¹⁰ Gesetz über den Ausgleich beruflicher Benachteiligungen für Opfer politischer Verfolgung im Beitrittsgebiet (Berufliches Rehabilitierungsgesetz - BerRehaG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 1. Juli 1997 (BGBl. I S. 1625)

¹¹ Gesetzes über die Alterssicherung der Landwirte (ALG) vom 29. Juli 1994 (BGBl. I S. 1890, 1891)

¹² Das Vierte Buch Sozialgesetzbuch – Gemeinsame Vorschriften für die Sozialversicherung – in der Fassung der Bekanntmachung vom 12. November 2009 (BGBl. I S. 3710, 3973; 2011 I S. 363)

¹³ Verordnung über die Berechnung, Zahlung, Weiterleitung, Abrechnung und Prüfung des Gesamtsozialversicherungsbeitrages (Beitragsverfahrensverordnung - BVV) Beitragsverfahrensverordnung vom 3. Mai 2006 (BGBl. I S. 1138)

¹⁴ „Bundesrat billigt Rentenpaket. Alterssicherung - tragfähig, solide und belastbar“, 23. November 2018. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/alterssicherung-tragfaehig-solide-und-belastbar-1526990>>

¹⁵ 1 ユーロは約 125.4 円 (平成 31 年 4 月分報告省令レート)。

¹⁶ 一般年金保険 (allgemeine Rentenversicherung) には、民間被用者と特定職業グループの者 (教師、看護介護職、芸術家、手工業者、ジャーナリスト等) が強制加入。

¹⁷ Midijob (ミディジョブ) とは、月給 450.01 ユーロ以上 850 ユーロ以下 (2019 年 6 月まで) の被用者を指し、この所得範囲の者の社会保険料について、事業主は通常どおり折半分を負担し、被用者は月給額に応じて折半分の約半分から全額までの額を負担する。このミディジョブの所得範囲の呼称は、今回の法改正により Gleitzone (スライドゾーン) から Übergangsbereich (移行範囲) に変更された。